

水道加入金・工事について

新規の給水管引き込み工事（道路部分）及びメーター以降の内側宅地内工事については、水道に申し込みされる方が「土浦市指定給水装置工事事業者」と契約していただき、これらに要する費用は、申込者の負担になります。

水道の給水装置の新設、改造、修繕、撤去等の工事の申し込み及び施工については、「土浦市指定給水装置工事事業者」がこれを代行します。

また、「土浦市指定給水装置工事事業者」以外が施工した工事については、給水契約を拒む場合がありますのでご注意ください。

加入金・手数料について

水道の給水装置の新設又は改造（メーターの口径を増す場合に限る）をする場合に、水道加入金（消費税8%を含む）及び各手数料を工事申し込みの際に徴収いたします。

《加入金》		メーター口径 (mm)	金額 (円)	メーター口径 (mm)	金額 (円)
		13	43,200	50	648,000
		20	86,400	75	1,620,000
		25	151,200	100	2,883,600
		30	226,800	150	6,480,000
		40	410,400	200mm以上は市長が別に定める額	

《手数料》		金額 (円)
設計審査手数料		1,300円
竣工検査手数料		600円

《給水栓数と給水管口径》

給水栓数	メーター口径 (mm)	摘要
1～5個	13	給水栓の口径を13mmとした場合
6～10個	20	
11～15個	25	
16～30個	30	

※宅内の配管については既存管の使用もできますが、漏水等の減免に一部制限がかかります。

給水装置標準構造図

